

はじめに

この資源マップは、長期療養が必要になった場合でも、住み慣れた自宅や地域で療養生活ができる「在宅医療」についてご紹介します。なお、「在宅」とは、自宅はもちろん、老人ホームや高齢者住宅も含めた生活の場を指しています。



在宅医療とは？

在宅医療とは、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職等の医療関係者が、定期的及び臨時に通院困難な患者さんの自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称のことを言います。

また、医療行為と一緒に必要な介護サービスを提供し、生活支援を行います。

患者さんやご家族などの皆さん、「住み慣れた自宅や地域で過ごしたい・過ごさせたい」、「できれば最期は家族と一緒に暮らしたい・看取りたい」ということを望んだときに提供する医療です。

～在宅医療を受けるには～



- 家族などとよく相談して、在宅で療養したいという意思表示をしましょう。
- 窓口となる人に相談しましょう。

【通院中の場合】

例：「定期的な通院が困難になってきた。」など

かかりつけ医に訪問診療を依頼できるか相談してみましょう。ただし、専門外などの理由で対応が困難な場合もありますので、その場合は訪問診療などをおこなっている他の医療機関を紹介してもらえないか相談してみましょう。

【入院中の場合】

例：「退院後も医療的ケアが必要になった」など

多くの病院に「患者支援センター」「地域医療連携室」などの相談室が設けてあります。そこの医療ソーシャルワーカーや看護師等に相談してみましょう。在宅での療養についてのアドバイスや在宅医療を行う医師の紹介をしてくれます。

【自宅療養中・介護保険をすでに利用中の場合】

例：「体が徐々に弱ってきて心配。」など

ケアマネジャーに相談してみましょう。自宅で受けられる各種サービスなどを一緒に考えてくれます。また、訪問診療を行っている医療機関、訪問看護ステーションなどとの連携や紹介の相談にのってくれます。

小山市 在宅医療マップ



令和5年度（令和6年3月）
小山市在宅医療介護連携推進事業検討部会

在宅での療養を支える主な機関・人々



医療と介護のスタッフが連携して、
在宅での療養生活を支えています。



●病院
(医師、看護師等)
入院治療が必要な場合の対応を行います。



●地域医療連携室等
(医療ソーシャルワーカー・看護師等)
退院支援等を行います。

●診療所、在宅療養支援診療所
(かかりつけ医、在宅医)
通院が困難な患者の自宅等へ訪問診療や往診をして、生活の場で医療を行います。



●訪問看護ステーション
(訪問看護師、リハビリ専門職等)
専門的な知識と技術を持った看護師・リハビリ専門職等が自宅等でサービスを提供し、療養生活を支援します。



●居宅介護支援事業所
(ケアマネジャー・介護支援専門員)
ケアマネジャーが介護保険のケアプラン作成の他、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



●歯科診療所
(かかりつけ歯科医・訪問歯科医・歯科衛生士)
自宅を訪問し虫歯の治療や入れ歯の調整、口腔ケアなどを行います。



●薬局
(かかりつけ薬剤師・訪問薬剤師)
医師の処方せんにより薬の調剤を行います。自宅へ薬を届けたり、薬の飲み方や管理の方法を教えてくれたり、相談にのってくれます。その他介護のための介護相談も行います。



●県南健康福祉センター
(保健師・栄養士等)
主に難病や精神疾患、感染症などの患者や家族に対する相談・支援を行います。また、安心して地域生活を送るための支援体制づくりを行います。

在宅での生活 (在宅療養・看取り等)



●小山市役所
介護保険・高齢福祉・障害福祉・国民健康保険等の相談窓口があります。
保健師等が療養生活上の相談に対応します。

●障がい者相談支援センター
(相談支援専門員)
障害をお持ちの方や家族に対し安心して地域生活を送るための支援体制づくりや日常生活の相談、福祉サービス利用についての案内を行います。

●介護サービス事業所
(特別養護老人ホーム・老人保健施設等)
短期入所、デイケア、デイサービスによる生活に必要な介護、リハビリ等のサービス提供を通して在宅介護を支援します。

●訪問介護
(介護福祉士・ホームヘルパー)
ケアマネジャーの計画に従って食事の準備や買い物、掃除などの家事援助、入浴や排せつ、通院の付き添いなど身の回りの支援をします。

●地域包括支援センター(高齢者サポートセンター)
(保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等)
地域における高齢者の暮らしを支えるため、介護・福祉・医療に関する相談や介護予防の支援などを行います。